

川越・東松山民商 春の運動ニュース R5/3/15 NO.8

川越市小仙波町3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商のホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

自主申告運動への権力的介入に反対し、納税者の権利を主張 3.13重税反対全国統一行動 全国で開催

3/13(月)、全国の税務署にて、54回目を迎える3・13重税反対全国統一行動が開催されました。川越、東松山両税務署でも集団申告が行われ、あいにくの大雨にもかかわらず、民商からも200名を超える会員が参加しました。

東松山・比企地域 昨年につき、集会を開催

東松山・比企地域集会は、ホテル紫雲閣で昨年に引き続きの開催。感染対策を徹底し、全体での集会を行うことが出来ました。

会場では、団体ごとに受付をし、「令和5年度税制改正大綱」に盛り込まれた、納税者同士の自主申告運動に国が罰則をもって権力的に介入することができる「税理士等でない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設」に反対する「納税者の権利擁護を求める緊急署名」の訴えをしました。

集会後、東松山税務署まで税金の集め方と使い道の是正、悪政の転換が求め、憲法を踏みにじり、大軍拡と増税に突き進む自公政権に対して、納税者＝主権者として抗議の声を突き付けるデモ行進を行いました。

川越地域 密を避ける取り組みで地域ごとの小集会を開催

川越地域では、税務署隣の川越市東部地域ふれあいセンターのホールにて、民商を含めた8団体が参加する川越地域の集団申告では、感染防止から全体での集会は行わず、地域ごとに時間をずらして小集会を開きました。

4月に行われるいっせい地方選挙に立候補するもりやひろ子県議と川越市議団が参加し「大軍拡増税に反対し税金の集め方使い道を変えさせよう」と挨拶。小集会後、税務署に向かい申告書提出が行われました。



もりやひろ子県議の挨拶



一人で悩まず、困ったことや悩み事は民商に相談 ご近所・知り合いの業者を、民商に紹介してください

所得税の申告・納付期限は3月15日ですが、消費税の申告・納付期限は3月31日までとなっています。

民商では、2月に開催した春の税金なんでも相談会から、確定申告の相談が3月は入り急増し連日、入会が相次いでいます。

去年の秋に開業して初めての確定申告の方、今まで税理士に頼んでいたけど税金の負担がなぜこんなに多いのかわからない方など自主計算の話をするとう会して集団申告に参加をしています。

会員の方からも紹介が相次ぎ、仲間になっています。なかには去年税務調査に入られて納付が大変だった方もいました。相談にのっていくと、「もっと早く民商に相談すればよかった」と感想が出されます。

今年の10月から、国は消費税・インボイス制度の実施に躍起になっています。ですが、インボイスの事はまだまだ十分に知られていないのが現実です。

インボイス制度についてや申告の相談など、悩んでいる業者はたくさんいます。そんな仲間がいましたら、「民商に相談してみたら？」と声をかけてください。一人で悩まず、民商に相談して商売の継続に全力を注ぎましょう。

民商なんでも相談会



インボイス登録 ちょっと待って！

申請手続きの柔軟化で登録期限が2023年9月30日となりました。あわてて登録する必要はありません！実施までなら「登録取り消し」「再申請」も可能です。相談は民商まで。



編集後記 今年の3.13 集団申告は、大雨と強い風が吹く中で行われました。参加した皆様、本当にお疲れ様でした。今年、初参加の会員さんから「皆さんの勢いや迫りに圧倒されながら初めての参加でした。毎年集団申告しようと思います。」と感想をいただきました。自分の確定申告だけではなく、税金の集め方使い道の転換を求めていっせい地方選挙へ投票に出かけましょう。

